

# 平成31年(令和元年) 監督指導白書

名古屋北労働基準監督署

当署が平成31年(令和元年)に実施した監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理を行っていただきますようお願いいたします。

## 【監督実施状況】 (表参照)

平成31年(令和元年)は、過重労働対策、労働災害防止対策を重点に、1213件の事業場に対して、

し、臨検監督(労働基準監督官が予告なく事業場を訪れ、労働条件と安全衛生の調査を行うこと)

を実施いたしました。

## 違反率

612件(51.2%)の事業場で、労働基準法、労働安全衛生法の違反が認められました。この比率を違反率といいますが、愛知労働局全体の平成31年(令和元年)の違反率は48.0%です。愛知労働局全体の違反率の水準よりも高くなつて

名古屋北労働基準監督署(件)

健康診断結果 医師等意見徴収	健康診断	作業環境測定	就業制限	安全衛生教育	定期自主検査
13	28	8	5	7	36
5	6	0	0	1	2
6	4	0	0	0	2
24	38	8	5	8	40
18	18	0	0	0	0
3	7	0	0	0	0
2	12	0	0	0	0
14	7	0	0	0	0
48	50	0	0	0	0
72	88	8	5	8	40

## 目次

平成31年監督指導白書	2
監督署の窓	9
行政の焦点	11
質問にお答えします	13
「名古屋・尾北労働災害防止大会」開催	14
社会保険労務士試験合格者体験記	18
同一労働同一賃金(12月最終回)	19
『ホワイト企業推進事業場』	20
弁護士に聴く(72)	23
安全衛生あれこれ(8)	24
社会保険労務士が答える企業の労務管理(54)	25
こちら企業の労働110番です(112)	26
愛知紛争調整委員続・残月録(108)	28
わたしのジハード(207)	29
近景遠景(75)	30
名北セーフティ・アドバイス(158)	31
表紙「竹林に寄り添う」	31
片桐重子	31
中澤 誠	30
植田美津恵	29
小栗利治	28
森 一美	26
棚橋美保	25
増田稔久	24
庄司俊哉	23
川崎設備工業(株)	20
藤原朋子	19

## 労働条件等に 関する違反

労働時間に関する違反

違反率が高い業種は、接客娯楽業74.6%、清掃・と畜70.0%、運輸交通業61.4%となっています。

が最も多く293件(24.2%)となっており、36協定未届出、36協定限度時間超え、特別条項の適用回数超え等の違反が認められました。

次いで違反の多いものとして、割増賃金に関する違反で213件(17.6%)となっており、賃金不払残業、割増計算方法の不備等の違反が認め

(表)平成31年(令和元年) 監督実施状況及び措置状況

	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同比率	使用停止等処分事業場数	違反状況													
					労働基準法					最賃法		労働安全衛生法						
					労働条件の明示	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳	賃金不払	最賃効力	安全管理者	衛生管理者	作業主任者	安全衛生委員会	安全基準	衛生基準
製造業	393	215	54.7%	5	24	103	3	53	20	18	10	6	4	6	14	15	55	17
建設業	109	48	44.0%	1	9	18	2	18	3	8	4	0	0	0	0	1	7	2
運輸交通業	57	35	61.4%	0	4	27	1	12	9	9	2	2	0	2	0	3	2	0
工業的業種	569	303	53.3%	6	38	152	6	83	32	35	16	8	4	8	14	19	65	19
商業	202	95	47.0%	0	18	34	2	31	9	26	5	10	0	6	0	7	4	0
保健衛生業	75	36	48.0%	0	1	11	1	11	6	9	1	3	0	0	0	3	0	0
接客娯楽業	59	44	74.6%	0	16	22	5	20	12	10	1	5	0	2	0	0	1	0
その他の事業	195	90	46.2%	0	13	46	6	42	13	26	8	3	0	4	0	5	1	0
非工業的業種	644	318	49.4%	0	61	141	16	130	51	84	20	23	0	15	0	16	8	0
合計	1,213	621	51.2%	6	99	293	22	213	83	119	36	31	4	23	14	35	73	19

①複数の法違反が認められた事業場があるため、違反件数は重複しています。②業種は主要なもののみを掲載しています。

られました。

### 健康診断に関する違反

一定期間において健康診断(特殊健康診断を含む)が実施されていない等の事業場が88件(7.3%)、健康診断の結果、異常の所見があると判断された者について、労働者の健康を保持するための必要な措置について、医師等から意見聴取を行っている(5.9%)認められました。

1年以内ごとに1回(特殊健康診断は6か月に1回)、定期的に健康診断を実施し、その結果、異常の所見があると診断された労働者については、今後の就業の可否や配慮すべき事項等について、医師等から意見聴取を行うとともに、医師等の意見を踏まえ、事業者は必

要に応じ、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等適切な措置を講じることにより、労働者の健康保持を図ることが必要です。

### 安全衛生管理体制に関する違反

平成31年(令和元年)に監督指導を実施した労働者数が50人以上の事業場320件のうち、常時50人以上の労働者を使用する事業場に義務付けられる衛生管理者の選任義務が果たされていない事業場は23件(7.2%)、安全衛生委員会等に関する違反が認められた事業場は35件(10.9%)でした。

各事業場において、安全衛生管理体制を整備し、組織的な管理を行うことで、労働者の健康管理を適正に行ってください。

## 働き方改革関連 法による法改正 に伴う違反

平成31年4月1日から  
大企業における時間外労働の上限規制が導入されたことに伴い、2ないし6箇月の期間において1箇月当たり平均で80時間

を超えていた（労働基準法第36条第6項）違反が認められた事業場が2件、年次有給休暇管理簿の未作成・未保存（労働基準法施行規則第24条の7）の違反が認められた事業場が5件でした。

また、労働時間の状況把握（労働安全衛生法第66条の8の3）の違反が58件（4・8%）認められました。これは、長時

間労働者を対象とする面接指導を実施するため、事業者が労働者の労働時間の状況を把握しなければならぬことを労働安全衛生法に明記したものです。事業者が労働者の健康確保のための措置や配慮を行うべき立場であることから、個々の労働者ごとに労働時間の状況を把握し、適正に労働時間管理を行うことが必要

不可欠となります。  
なお、令和2年4月1日からは、中小事業主に對しても、時間外労働の上限規制が適用されることから、長時間労働の是正に向けて、事業場内での労働時間の管理の仕方や時間外・休日労働の抑制など取り組んでおくことが重要となります。

## 【申告処理状況】

申告とは、労働者が「給料が払われない」「残業代が支払われない」「解雇予告手当が払われない」「健康診断が実施されない」などの労働関係法違反について、監督署に個別救済を求めることです。これらの申告を受けて、労働基準監督官は事業場に対して調査を行い、違反が認めら

れた場合は違反の是正勧告を行います。

平成31年（令和元年）の申告処理件数は444件で、前年よりも35件増加しました。申告内容は、定期賃金不払、賃金不払残業、最低賃金違反、解雇予告手当の不払など、金銭に関わるものがほとんどとなっています。

## トラブルの未然 防止に万全を期 してください

これらの労使のトラブルを未然に防止するためには、労働契約締結の際に労働条件通知書を交付し、労働契約内容を明らかにしておくことが必要不可欠で、労働者数が10人以上の事業場においては、作成した就業規則

を労働者に説明し、周知を図ることが必要です。  
また、割増賃金に関して、その法定ルールを知らなかったために、元労働者等からの申告により、過去に遡って数百万円の追加支給を余儀なくされた会社もあります。トラブルが発生する前に、いま一度、賃金制度を見直し、割増賃金が適正に支払われているかの確認をお願いいたします。

## 愛知労働局のホームページ

「愛知労働局ホームページ」をご利用ください。労働基準監督署・ハローワークの地図、相談窓口、労働関係情報等掲載しております。

アドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>